

大阪広域環境施設組合聴聞等の手続に関する規則

平成27年3月30日規則第9号

最終改正：令和元年7月23日

(趣旨)

第1条 行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第13条第1項及び大阪広域環境施設組合行政手続条例（平成27年条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき管理者（管理者の管理に属する行政庁の処分については当該行政庁。以下同じ。）が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(聴聞の通知)

第2条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知は、第1号様式による聴聞通知書により行うものとする。

(聴聞の期日等の変更)

第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知を受けた者（法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由により聴聞の期日に出頭できないときは、当該期日の前日までに、理由を付して管理者に聴聞の期日の変更を申し出なければならない。

- 2 管理者は、前項の申出の理由が正当であると認めるときは、聴聞の期日を変更することができる。
- 3 管理者は、災害その他やむを得ない理由により聴聞を行おうとする期日又は場所において聴聞を行うことができないときは、聴聞の期日又は場所を変更することができる。
- 4 管理者は、前2項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかにその旨を当事者及び法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）に通知す

るものとする。

(代理人の選任の届出)

第4条 当事者又は参加人は、代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を添えてその旨を管理者に届け出なければならない。

(関係人の参加許可)

第5条 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により聴聞に関する手続への参加の許可を受けようとする者は、当該聴聞の期日の前日までに、第2号様式による参加許可申請書を法第19条又は条例第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）に提出しなければならない。

2 主宰者は、聴聞に関する手続への参加を許可したときは、速やかにその旨を当該許可を申請した者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧請求)

第6条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定により資料（法第18条第2項及び条例第18条第2項の資料を除く。）の閲覧を請求しようとする者は、第3号様式による資料閲覧請求書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の資料の閲覧を許可したときは、閲覧の請求があった際に当該請求に係る資料を閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を指定し、当該閲覧を請求した者に通知するものとする。この場合において、管理者は、当該閲覧を請求した者の聴聞の審理における意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 法第18条第2項又は条例第18条第2項の資料の閲覧を請求しようとする者は、口頭により閲覧を請求することができる。

4 管理者は、前項の資料の閲覧の請求があった場合において、当該請求に係る資料を当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒む場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該閲覧を請求した者に通知するものとする。

この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定に基づき、当該請求に係る資料を閲覧させる日以後の日を新たな聴聞の期日として指定し、当事者及び参加人に通知しなければならない。

(主宰者の指名)

第7条 法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知をする時までに行うものとする。

2 管理者は、主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに新たな主宰者を指名するものとする。

(補佐人の出頭許可等)

第8条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定により補佐人の出頭の許可を受けようとする者は、当該補佐人を出頭させようとする聴聞の期日の前日までに、第4号様式による補佐人の出頭許可申請書を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知又は告知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかにその旨を当該許可を申請した者に通知しなければならない。

3 聴聞の期日における補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

(陳述の制限等)

第9条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に定めるもののほか、聴聞の審理の秩序を維持するために

必要と認めるときは、聴聞の審理を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等必要な措置を執ることができる。

(審理の公開)

第10条 管理者は、聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、その旨並びに聴聞の期日及び場所を告示するとともに、速やかに当事者及び参加人にその旨を通知するものとする。

(陳述書の記載事項)

第11条 法第21条第1項及び条例第21条第1項に規定する陳述書（以下「陳述書」という。）には、陳述書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、聴聞の件名、当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載しなければならない。

(聴聞調書等の記載事項)

第12条 法第24条第1項及び条例第24条第1項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 主宰者の氏名及び職名
- (4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項において「当事者等」という。）並びに行政庁の職員
- (5) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等及び出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (6) 当事者等及び行政庁の職員の陳述（陳述書における意見を含む。）の要旨
- (7) 提出された証拠書類又は証拠物の標目

(8) その他参考となるべき事項

2 主宰者は、図面、写真その他必要と認める書類を聴聞調書に引用し、添付して聴聞調書の一部とすることができる。

3 法第24条第3項及び条例第24条第3項に規定する報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(1) 主宰者の意見及びその理由

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

(聴聞調書等の閲覧請求)

第13条 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定により聴聞調書又は報告書（以下「聴聞調書等」という。）の閲覧を請求しようとする者は、第5号様式による聴聞調書等閲覧請求書を、聴聞の終結前であつては主宰者に、聴聞の終結後であつては管理者に提出しなければならない。

2 主宰者又は管理者は、聴聞調書等の閲覧を許可したときは、閲覧の請求があつた際に当該請求に係る聴聞調書等を閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を指定し、当該閲覧を請求した者に通知するものとする。

(弁明の機会の付与)

第14条 法第30条又は条例第28条の通知は、第6号様式による弁明の機会付与通知書により行うものとする。

2 第3条、第4条及び第11条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第3条第1項中「第15条第1項又は条例第15条第1項」とあるのは「第30条又は条例第28条」と、「第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段」とあるのは「第31条において準用する法第15条第3項後段又は条例第29条において準用する条例第15条第3項後段」と、第11条中「第21条第1項及び条例第21条第1項」とあるのは「第29条第1項及び条例第27条第1項」と、「陳述書」とあるのは「弁明書」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

聴聞通知書

第 号
年 月 日

様

行政庁名 印

行政手続法第13条第1項
大阪広域環境施設組合行政手続条例第13条第1項
の規定により、

次のとおり聴聞を行うので通知します。

予定される不利益処分内容及び根拠となる法令又は条例等の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴聞の期日	年 月 日 () 午前 時 分 午後
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び電話番号	
1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。	
2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。	

注1 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。

2 出頭の際には、この通知書を持参してください。

第2号様式（第5条関係）

参加許可申請書

年 月 日

様

住所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

申請者 氏名印

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名印〕

電話番号

行政手続法第17条第1項
大阪広域環境施設組合行政手続条例第17条第1項

の規定により、

聴聞手続への参加の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日 () 午前 時 分 午後 時 分
聴聞の場所	
利害関係の内容	

第3号様式（第6条関係）

資料閲覧請求書

年 月 日

様

住 所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

請求者 氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

行政手続法第18条第1項
大阪広域環境施設組合行政手続条例第18条第1項

の規定により、

次のとおり資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
請求する資料の件名 又は内容	

第4号様式（第8条関係）

補佐人の出頭許可申請書

年 月 日

様

住所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

申請者 氏名印

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名印〕

電話番号

行政手続法第20条第3項
大阪広域環境施設組合行政手続条例第20条第3項

の規定により、

補佐人の出頭の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日 () 午前 時 分 午後
聴聞の場所	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	
申請者との関係	
補佐する事項	

第5号様式（第13条関係）

聴聞調書等閲覧請求書

年 月 日

様

住所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

請求者 氏名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

行政手続法第24条第4項
大阪広域環境施設組合行政手続条例第24条第4項

の規定により、

次のとおり 聴聞調書
報告書 の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
請求する聴聞調書等の件名	

第6号様式（第14条関係）

弁明の機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

行政庁名 印

行政手続法第13条第1項
大阪広域環境施設組合行政手続条例第13条第1項
の規定により、

次のとおり弁明の機会を付与するので通知します。

予定される不利益処分内容及び根拠となる法令又は条例等の条項	
不利益処分の原因となる事実	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
弁明書の提出先又は出頭すべき場所	
弁明書の提出期限又は出頭すべき日時	年 月 日 ()
弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。	

注1 代理人を選任したときは、弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。

2 出頭の際には、この通知書を持参してください。